

8. 4から7までに掲げる事業及び措置と一体的に推進する事業に関する事項

[1] 公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性

《現況》

- ・本市の交通の状況は、自動車保有台数の増加に伴い、自動車利用が増大しており、鉄道やバスなどの公共交通機関の利用は減少している。
- ・路線バスは、1社が営業しており、市内を通る生活交通路線は51系統で、すべて郊外と中心市街地を結んでいるが、路線によっては便数が少なく不便な状況となっている。
- ・市では、赤字による路線廃止からバス空白地帯となった郊外地域に対し、中心市街地とを結ぶコミュニティバス等の行政関与バスを運行しているが、運行日や便数は限られている。
- ・中心市街地は、回遊性の向上のため、山形商工会議所が中心街循環バスを運行している。
- ・鉄道は、JR東日本1社で、奥羽本線、仙山線、左沢線を運行しており、中心市街地内には、JR山形駅が立地するが、乗車人員は減少傾向にある。

《交通マスタープランでの位置づけ》

本市の交通施策を進めるに当たっての基本方針である「山形市交通マスタープラン」(H14)においては、誰もが住みやすく、活動しやすい都市にするため、多様な交通手段が使えるよう、バスや鉄道などの公共交通機関を充実することが必要であるとし、

- ・中心市街地と各地区とを結ぶ生活路線を維持するとともに、人口集中地区での生活路線を確保し、生活を支える交通手段の確保を図る。
- ・近隣市町間、ニュータウン等の拠点地域、主要な病院等公益施設への幹線路線の確保充実を図る。
- ・中心市街地循環バス運行を支援し、魅力的なまちづくりを交通面から支える。

など、生活及び都市活動を支えるバスについて、交通事業者と連携を進めながら、サービス向上を図ることを基本方針の一つとしている。

《公共交通機関の利便性の増進及び特定事業の推進の必要性》

高齢社会の進展に対応し、高齢者を含めた誰もが気軽に中心市街地へ訪れることができるように、市街地における公共交通の空白地帯の解消が求められており、中心街循環バスの運行を継続するとともに、バス空白地域と中心市街地とを結ぶバスの運行事業を継続する。

《フォローアップの考え方》

基本計画に位置づけた事業の進捗状況を毎年度確認し、状況に応じて事業の進捗促進のための措置を講じていく。

[2] 具体的事業の内容

(1) 法に定める特別の措置に関連する事業

該当なし

(2) ①認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した特例措置に関連する事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 中心市街地循環バス支援事業</p> <p>内容 中心市街地の回遊性を向上するための100円循環バス運行を支援する事業</p> <p>実施時期 H17年度～</p>	<p>山形市</p>	<p>車社会の進展と郊外への大型小売店の出店等に伴い、消費者の消費行動が変化してきているが、中心市街地における来街者の利便性を確保し、回遊性を図るとともに、交通混雑の緩和を目指し、平成11年度に国の駐車場対策モデル事業として、山形商工会議所が主体となって国・県・市の補助を受けながら、市街地循環バスの運行を始めた。平成14年度からは、採算化を目指し、市の単独補助により運行を継続しており、平成17年度以降、利用者の利便性の向上を図るため、通勤・通学などの新たな需要を模索する早朝運行、年末年始の時間延長運行などの実験的事業や、回数券、1日券の発行などを実施してきた。</p> <p>今後とも、定期券の発行や街なか観光との連携など、消費者の利便性を確保し、来街しやすい環境を整えるための施策を検討・実施することで、「賑わい拠点の創出」、「街なか居住の推進」及び「街なか観光交流人口の増加」に寄与するものである。</p>	<p>支援措置の内容 まちづくり交付金</p> <p>実施時期 H20年度～ H21年度</p>	

(2) ②認定と連携した支援措置のうち、認定と連携した重点的な支援措置に関連する事業
該当なし

(3) 中心市街地の活性化に資するその他の支援措置に関連する事業
該当なし

(4) 国の支援がないその他の事業

事業名、内容及び実施時期	実施主体	目標達成のための位置付け及び必要性	国以外の支援措置の内容及び実施時期	その他の事項
<p>事業名 公共交通利用促進事業</p> <p>内容 公共交通の利用促進を図るための施策を協議する</p> <p>実施期間 H19年～</p>	山形市、公共交通事業者ほか	<p>高齢社会の進展への対応及び中心市街地と郊外との連携強化を図るためには、利便性の高い公共交通の形成が必要である。</p> <p>公共交通事業者、運輸支局、学識経験者、商工会議所、市からなる公共交通利用促進調整会議を立上げ、公共交通の利用促進を図るための施策を協議し、実行していくことにより、郊外からのアクセスの向上と、交流人口の増加につながるものであり、「賑わい拠点の創出」、及び「街なか観光交流人口の増加」に寄与するものである。</p>		
<p>事業名 公共交通マップの作成</p> <p>内容 公共交通の利用が容易となるような鉄道、バス等の路線案内等を掲載したマッ</p>	山形市、公共交通事業者、山形商工会議所など	<p>鉄道、バス等の路線図や乗り場、主要施設までのアクセス方法などを分かりやすく掲載したマップを作成し、公共交通の利用促進を図るものであり、「賑わい拠点の創出」に寄与するものである。</p>		

<p>プを作成する事業</p> <p>実施時期 H20年度～</p>				
<p>事業名 中心街循環バス運行事業</p> <p>内容 中心市街地の回遊性を向上するために100円循環バスを運行する事業</p> <p>実施時期 H14年度～</p>	<p>山形商工会議所</p>	<p>車社会の進展と郊外への大型小売店の出店等に伴い、消費者の消費行動が変化してきているが、中心市街地における来街者の利便性を確保し、回遊性を図るとともに、交通混雑の緩和を目指し、平成11年度に国の駐車場対策モデル事業として、山形商工会議所が主体となって国・県・市の補助を受けながら、市街地循環バスの運行を始めた。平成14年度以降は、採算化を目指し、市の単独補助により運行を継続している。</p> <p>バスの運行により、居住者、公共交通機関を利用した来街者や高齢者等の交通弱者等の利便性の確保と、中心街共通駐車サービス事業を利用した車での来街者の回遊性の向上に役立っており、消費者の利便性を確保し、来街しやすい環境を整えることで、「賑わい拠点の創出」、「街なか居住の推進」及び「街なか観光交流人口の増加」に寄与するものである。</p>	<p>支援措置の内容 市補助</p>	



《中心街循環バス》

<p>事業名 中心街循環バス・定期券発行事業</p> <p>内容 中心市街地の回遊性を向上するための100円循環バス事業において、高齢者等の交通弱者等の利便性の確保・向上を図るための定期乗車券発行の実施。</p> <p>実施時期 H20年度～</p>	<p>山形商工会議所</p>	<p>中心市街地における来街者の利便性を確保し、回遊性を図る目的で運行している中心市街地循環バス事業において、利用者の利便性の向上を図るために、定期乗車券の発行を実施する。</p> <p>特にバスの利用率の高い「高齢者等の交通弱者」の利便性の向上を図る目的で、これらの人々を対象とした「シルバー定期乗車券」の発行を実施することで、「賑わい拠点の創出」及び「街なか居住の推進」に寄与するものである。</p>		
<p>事業名 コミュニティバス運行事業</p> <p>内容 バス空白地域と中心市街地とを結ぶバスの運行事業 <運行状況> ・平日毎日運行 ・高瀬地区～楯山地区～市役所～山形駅</p> <p>実施時期 H15年度～</p>	<p>山形市</p>	<p>バスは身近な公共交通機関として生活者にとっては必要不可欠なものとなっている。</p> <p>バス空白地域と中心市街地を結ぶバスを運行し、中心市街地に来街しやすい環境を整えることによって、郊外からのアクセスの向上と、交流人口の増加につながるものであり、「賑わい拠点の創出」に寄与するものである。</p>		
<p>事業名 地域交流バス運行事業</p> <p>内容 バス空白地域と中心</p>	<p>山形市</p>	<p>バスは身近な公共交通機関として生活者にとっては必要不可欠なものとなっている。</p> <p>バス空白地域と中心市街地を結ぶバスを運行し、中</p>		

<p>市街地とを結ぶバスの運行事業 <運行状況> ○南部線 ・毎週月曜日 ・大曾根地区～村木沢地区～西山形地区～本沢地区～南山形地区～南沼原地区～山形駅～市役所 ○明治線 ・毎週水曜日 ・明治地区～大郷地区～市役所～山形駅</p> <p>実施時期 H15年度～</p>		<p>心市街地に来街しやすい環境を整えることによって、郊外からのアクセスの向上と、交流人口の増加につながるものであり、「賑わい拠点の創出」に寄与するものである。</p>		
<p>事業名 山形市バリアフリー基本構想推進事業（再掲）</p> <p>内容 バリアフリー化基本構想に基づくバリアフリー化の推進（視覚障がい者誘導用ブロック敷設、歩行者・視覚障がい者用施設案内標識の設置）</p> <p>実施時期 H20年度～H22年度</p>	<p>山形市</p>	<p>中心市街地は、高齢化が市全体よりも進行しているが、最近の中心市街地の共同住宅への入居状況をみても高齢者層が中心となっており、今後益々その傾向が強まると予測される。</p> <p>そのような状況に対応するため、平成20年3月に策定したバリアフリー基本構想を基にバリアフリー化を推進し、高齢者、障がい者等あらゆる人（妊産婦、ベビーカーを利用する人、病気やけがをした人などを含む）の移動のしやすさ及び施設の利用のしやすさを高め、「賑わい拠点の創出」に寄与するものである。</p>		

<p>事業名 自転車通行環境整備事業</p> <p>内容 中心市街地の主要な路線（国道、県道、市道）において、自転車の通行環境整備するための、路肩のカラー化や自転車レーンを設置する事業</p> <p>実施時期 H20年度～</p>	<p>国土交通省、山形県警察本部、山形県、山形市</p>	<p>中心市街地内の自転車通行量の多い路線では、自転車レーンや自転車が通行可能な幅の路肩を確保し、自転車走行の安全確保に努めているが、路上駐車場等により、自転車が安全に走行する空間がなく、自転車に関係する事故が多く発生している。また、歩道を走行する自転車が多いことから、歩行者の十分な安全を確保できない状況にある。</p> <p>そこで、中心市街地の主要な路線（国道、県道、市道）において、自転車の通行環境整備するための路肩のカラー化や自転車レーンを設置することで、歩行者の安全性の確保と自転車利用者の利便性の向上を図るものであり、「賑わい拠点の創出」に寄与するものである。</p>		<p>整備は各道路管理者の予算で実施</p>
<p>事業名 コールセンター立地促進事業</p> <p>内容 コールセンターの立地を促進するため、立地企業を支援する事業</p> <p>実施時期 H16年度～</p>	<p>山形市</p>	<p>本市では、産業の振興と雇用機会の拡大を図るため、企業誘致を進めており、その一環としてコールセンターの立地に助成している。</p> <p>従業員の確保などの点から、都心への立地が多いコールセンターの立地を促進することにより、就業人口の増大を図り、街の賑わいの創出を図るもので、「賑わい拠点の創出」に寄与するものである。</p> <p>なお、平成19年11月に業</p>	<p>支援措置の内容 市補助</p>	

		<p>務開始した誘致企業である N T T東日本広域116センタ (テルウェル東日本(株)) は、平成20年中に300人体制 でコールセンター業務に当 たる</p>		
<p>事業名 インキュベートプラ ザ事業 (再掲)</p> <p>内容 空き店舗を活用し、 飲食業などの店舗を 新たに創業する事業 者を対象とした「飲 食店チャレンジショ ップ」と、新たな事 業の起業者を対象と した「インキュベー トオフィス」を運営 し、創業者の育成を 図る事業</p> <p>実施時期 H14年度～</p>	<p>特定非営 利活動法 人山形イ ンキュベ ートプラ ザ</p>	<p>空き店舗 (ナナビーン ズ) を活用し、新たな分野 の事業開拓、コミュニティ ビジネスなど地域に密着し た事業の展開を考えている 起業者や、中心市街地に飲 食店や小売店の出店を考え ている起業者を指導育成す ることにより、空き店舗の 解消と賑わいのある中心市 街地を形成するとともに、 社会構造の変化や I T の推 進により多様化する消費者 や市民のニーズに応えるも ので、「賑わい拠点の創 出」に寄与するものであ る。</p>	<p>支援措置の 内容 市補助</p>	